

通所介護重要事項説明書

<令和7年7月1日 現在>

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の概要	社会福祉法人 徳寿会
代表者役職・氏名	理事長 三須雄一郎
法人所在地・電話番号	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間 2815 番地 1 0480-85-6688
法人設立年月日	平成元年8月9日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	ゆとり野デイサービスセンター
事業所番号	通所介護 (指定事業所番号 1170500530)
所在地	〒346-0111 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎736番地
電話番号	0480-87-1000
FAX番号	0480-87-1001
通常の事業の実施地域	桶川市 鴻巣市 北本市 白岡市 久喜市 上尾市 蓮田市 加須市 伊奈町

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間等

営業日	月曜日から土曜日まで (1月1日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時45分から午後4時00分まで

(3) 事業所の勤務体制

職種	運営基準	業務内容	令和7年7月1日現在 職員体制
管理者	1人	業務及び従業者を一元的に管理する。	1人(常勤)
生活相談員	1人以上	利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。	3人(常勤) 1人(非常勤)
看護職員	1人以上	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	1人(常勤) 3人(非常勤)
介護職員	4人以上	利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行うほか利用者の送迎に従事する。	6人(常勤) 5人(非常勤)
機能訓練指導員	1人以上	機能の減衰防止するための訓練を行う。	1人(常勤) 3人(非常勤)

(4) 設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	4台

3 サービス内容・特徴

・通所介護サービス

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容やサービスの特徴については『ご利用案内』をご覧ください。

・通所介護以外の付随サービス

理容サービス…通所介護利用時に、出張理容サービスを利用できます。ご利用の際は、別途お申し込みください。  
(理容サービスに要する時間は、通所介護の時間に含まれません。)

4 料金

(1) 利用料金

別紙料金表記載のとおりです。

(2) キャンセル料

正当な理由なくサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日8時30分までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の 80%

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用

事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロ未満	1,000円
事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロ以上	2,000円

(4) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。
- ④ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

(5) 料金の支払方法

- 利用月の翌月毎月15日までに請求書をお渡しいたします。下記の方法でお支払いいただきます。
  1. 自動口座振替
    - ・ 契約者ご指定の口座（郵便局・銀行・農協等各種金融機関）より、毎月ご利用料金を自動的に引き落とさせていただきます（一部ご指定できない金融機関があります）。
    - ・ ご利用月の翌月28日（28日が土・日・祝日の場合は以後の最初の平日）が引き落とし日となります。
  2. 現金によるお支払い
    - ・ 振替手続きが間に合わない場合および振替の申し込みをされなかった場合、現金にてお支払いいただきます。
    - ・ 請求書受け取り後、20日以内にお支払いいただきます。

## 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当施設の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
  - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
  - ・ 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日
- ④ その他
  - ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者ご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保 険 名：介護保険・社会福祉事業者総合保険
----------------------------------------------------

## 9. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに止むを得ない理由について記録します。

## 10. 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために、高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。他、指針の整備、研修を実施いたします。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. ハラスメントに関して

- (1) 事業者は、安心安全な環境で質の高いサービスを提供できるよう、ハラスメント防止に取り組みます。
- (2) 利用者やその家族から、ハラスメント行為が職員にあった場合には、精査した上で契約を解除する場合があります。

### 【ハラスメントの例】

- ① 身体的暴力  
身体的な力を使って危害を及ぼす行為。 ・たたかれる ・唾を吐く ・蹴られる 等
- ② 精神的暴力  
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為  
・怒鳴る ・大声を発する ・威圧的な態度で文句を言い続ける 等
- ③ セクシュアルハラスメント  
意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為  
・必要もなく手や腕をさわる ・卑猥な言動を繰り返す 等

## 12. 苦情の受付について

- (1) 苦情の受付  
当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

<input type="radio"/> 苦情受付責任者 [管理者] 石井智
<input type="radio"/> 苦情受付窓口（担当者） [生活相談員] 石井智
<input type="radio"/> 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30
<input type="radio"/> 連絡先 0480-87-1000
<input type="radio"/> 第三者委員会設置 島田久巳 0480-85-2003 鶴沼政人 090-1701-1684

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

久喜市役所 福祉部 介護保険課	所在地 久喜市下早見85番地3 ☎0480-22-1111	鴻巣市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 鴻巣市中央1-1 ☎048-541-1321
蓮田市役所 健康福祉部 長寿支援課	所在地 蓮田市黒浜2799-1 ☎048-768-3111	上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地 上尾市本町3-1-1 ☎048-775-6473
白岡市役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地 白岡市千駄野432 ☎0480-92-1111	伊奈町役場 福祉課	所在地 伊奈町大字小室9493 ☎048-721-2
加須市役所 高齢者福祉課	所在地 加須市三俣二丁目1番地1 ☎0480-62-1111	北本市役所 健康推進部 高齢介護課	所在地 北本市本町1-111 ☎048-591-1111
桶川市役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地 桶川市泉1-3-28 ☎048-786-3211	各居住地市町村 役場	
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係		所在地	さいたま市中央区下落合1704 国保会館8階 ☎ 048-824-2568
埼玉県運営適正化委員会		所在地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 ☎ 048-822-1243

## 13. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有  無

## ゆとり野デイサービスセンター

## ご利用料金表

&lt;令和7年4月1日現在&gt;

1. 介護保険適用分（サービス提供時間6時間以上7時間未満の場合）  
利用者負担額は、原則として利用料の1割、2割又は3割の額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

	要介護度	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
基本 料金	要介護1	5,997円	600円	1,199円	1,799円
	要介護2	7,076円	708円	1,416円	2,123円
	要介護3	8,174円	817円	1,635円	2,452円
	要介護4	9,253円	926円	1,851円	2,776円
	要介護5	10,352円	1,036円	2,071円	3,106円
加算 料金	入浴介助加算Ⅰ	410円	41円	82円	123円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	184円	18円	37円	55円
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	575円	58円	115円	173円
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	205円/1月	21円/1月	41円/1月	62円/1月
	科学的介護推進体制加算	410円/1月	41円/1月	82円/1月	123円/1月
	ADL維持等加算（Ⅱ）	616円/1月	62円/1月	124円/1月	185円/1月
	送迎減算	-482円	-49円	-97円	-145円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき、利用料の9.2%			
地域区分	久喜市は、6級地となります	1単位あたり、10.27円 ※上記利用料に含む			

※基本料金におけるサービス提供時間「6時間以上7時間未満」以外の基本料金は、次頁の通りです。

○サービス提供時間「6時間以上7時間未満」以外の基本料金

サービス提供時間「3時間以上4時間未満」の基本料金				
要介護度	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	3,799円	380円	760円	1,140円
要介護2	4,344円	435円	869円	1,304円
要介護3	4,919円	492円	984円	1,476円
要介護4	5,473円	547円	1,094円	1,642円
要介護5	6,038円	604円	1,207円	1,811円
サービス提供時間「4時間以上5時間未満」の基本料金				
要介護度	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	3,984円	398円	797円	1,195円
要介護2	4,559円	456円	912円	1,368円
要介護3	5,155円	516円	1,031円	1,547円
要介護4	5,751円	575円	1,151円	1,726円
要介護5	6,336円	634円	1,267円	1,901円
サービス提供時間「5時間以上6時間未満」の基本料金				
要介護度	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	5,853円	585円	1,170円	1,756円

要介護2	6,911円	691円	1,382円	2,073円
要介護3	7,979円	798円	1,596円	2,394円
要介護4	9,037円	904円	1,807円	2,711円
要介護5	10,105円	1,010円	2,021円	3,032円

## 2. 介護保険適用外分

食事代（昼食・おやつ込）	680円	
介護用物品代	紙おむつ	200円
	パンツ式おむつ	150円
	尿パッド	50円
趣味活動材料費	実費	
日常生活費（ご希望によりご利用頂けます）	70円	

## 3. 通所介護以外のサービス

通所介護ご利用時に下記サービスを付随して受けられます。

理美容サービス （※出張理美容サービスを利用）	カット	1,500円
	顔剃り	500円
	フェイスマスク	500円

※理美容サービスを受けている時間は、通所介護の時間に含まれません。

### ※加算料金に関して

要件を満たす場合に、基本利用料に加算（減算）されます。

加算（減算）	要件
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合。また、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っているため、加算します。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上に達しているため、加算します。
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅を訪問し、ニーズを把握し、かつ生活状況を確認</li> <li>・ニーズと生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成</li> <li>・利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定</li> <li>・機能訓練指導員が、直接訓練を実施（小集団又は個別）</li> <li>・3カ月に1回以上居宅を訪問し、生活状況を確認し、ご利用者又はご家族に進捗状況等を説明し、必要に応じて計画の見直しを行う</li> </ul> 上記要件を全て満たす場合に加算します。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記個別機能訓練加算（Ⅰ）の基準に適合していること</li> <li>・個別機能訓練計画書の内容の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たり、当該情報その他適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</li> </ul> 上記要件を全て満たす場合に加算します。
科学的介護推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者ごとのADL値の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること</li> <li>・通所介護の提供に当たり、上記情報や必要な情報を活用していること</li> </ul> 上記要件を全て満たすため、加算します。
ADL維持等加算（Ⅱ）	一定期間の中で、ご利用者のADLの維持または改善の度合いが、一定の水準（※）を超えているため、加算します。 ※ご利用者の日常生活動作（ADL）をBarthel Index（バーセルインデックス）*という指標（100点満点）を用いて、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が3以上であること。
送迎減算	居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき減算します。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等 要件を満たしているため加算します。